

政府統計の利活用に関する調査報告書

平成 19 年 11 月 30 日

日本疫学会将来構想検討委員会

1. はじめに

- わが国の疫学研究を発展させるための戦略を策定し、具体策を立案するため将来構想検討委員会が設置された。
- 本委員会において、今後検討すべき課題のひとつとして「疫学研究の調査環境を改善するための戦略」をとりあげた。
- 委員会での議論の結果、疫学会会員における政府統計の利活用状況を把握するとともに会員の意見を反映させるため、政府統計等の利用状況に関する調査を行うこととなった。

2. 目的

- わが国の疫学研究を発展させるための戦略を策定し、具体策を検討するため、①政府統計の利用状況 ②政府統計を利用しようとする際の困難な点 ③今後、疫学会として取り組むべきことに関する、現状および疫学会員の意識について把握することを目的とする。

3. 方法

(1) 調査対象

- 疫学会会員が所属する施設・機関ごとの実態を把握することとし、疫学会に所属する理事及び評議員 215 人（平成 19 年 6 月 30 日現在）を対象とした。

(2) 調査方法

- 各対象者にアンケート調査用紙を郵送し、郵送で回収した。なお、調査期間内に回答のなかった理事・評議員に対しては、個別に調査協力の督促を行った。

(3) 調査期間

- 平成 19 年 7 月～8 月

(4) 調査項目

- 調査項目は以下の 4 項目について行った。なおアンケート調査用紙については別添のとおりである。
 - ① 政府統計の利活用の状況
 - ② 指定統計の目的外使用に関する申請状況
 - ③ 政府統計を利用する場合に困難を感じた事項
 - ④ 解決策及び疫学会としての取り組みのあり方

4. 結果

(1) 回収率

- 調査対象となった 215 人中 132 人から回答が得られた（回収率 61.4%）。

(2) 政府統計の利用に関する申請状況

ア. 申請の有無

- 政府統計の申請状況について図 1 に示した。調査に回答した 215 人中、平成 16 年 4 月から現在までの間に疫学研究の過程で政府統計の活用を政府に申請したことがある者 33 人（25.0%）であり、厚生労働省と事前協議の段階で断念した者 5 人（2.3%）を含めて、38 人（27.3%）の者が、政府統計の利用を進めていた。
- なお、「厚生省と事前協議の段階で断念した理由」については、4 人から回答があった。その詳細については、参考資料 1 に示したとおりである。

イ. 政府統計の種類

- 申請を行った政府統計の種類について図 2 に示した。「申請有」と回答した 33 名中、最も多かったのは「人口動態統計（死亡）」で 27 名（81.8%）である。
- 次いで、「国民・健康栄養調査」4 名、「患者調査」3 名、「人口動態統計（出生）」及び「医療施設調査」2 名であった。
- なお、回答数が 1 名の政府統計については、「人口動態統計（死産）」、「国民生活基礎調査」、「地域保健・老人保健事業報告」、「循環器疾患基礎調査」、「歯科疾患実態調査」、「老人保健施設調査」、「訪問介護統計調査」、「社会福祉統計調査」、「介護サービス施設・事業所調査」、「21 世紀出生児縦断調査」、「病院報告」、「特定疾患臨床調査個人票」、「社会医療診療行為別調査」である。

(3) 指定統計目的外使用について

ア. 指定統計の目的外使用に関する申請状況

- 政府統計の利用について「申請有」と回答した 33 名について、平成 16 年 4 月以降に行った指定統計目的外使用申請について、申請から決定までの経過について調査した。結果は表 1 に示すとおり、27 件の申請がなされており、このうち、認可件数 13 件、不認可件数 2 件、申請中で未決定件数 12 件である。
- なお、不認可 2 件の理由については、参考資料 2 に示すとおりである。

イ. 指定統計の目的外使用に関する申請から認可までの期間等

- 今回の調査で目的外使用申請が認可された 13 件について、申請から認可までに要した期間の分布を図 3 に示した。平均期間は 11.8 か月である。最短で 3 か月、最長は 23 か月を要している。
- 申請の内容別に分析すると、死亡小票の閲覧が含まれている場合には平均 12.7 か月、

含まれない場合には平均 10.7 か月で認可がなされており、死亡小票の閲覧が含まれている申請では認可までの期間が長い傾向が認められた。

- なお、未認可の 12 件中、平均期間の 11.4 か月を超えても決定がなされていない申請は 5 件あり、そのうちの 4 件は死亡小票の閲覧である。
- 申請から認可までの申請書等の修正回数については、平均 10.2 回であり、少ない場合には 0 回、多い場合には約 60 回という回答があった。

(5) 政府統計を活用する際に困難を感じた事例

- 政府統計の申請状況について、「申請有」及び「申請したが断念」と回答した 38 名に対して、政府統計を活用する際の困難な事例についての調査結果は図 4 のとおりである。「入手までに時間がかかる」27 件(71.1%)、「申請附属資料が不明確」8 件(21.1%)、「申請資料が膨大」6 件(15.8%)、その他 17 件(44.7%)であった。
- 自由記載で回答を求めたところ、14 件の回答があり、その詳細は参考資料 3 に示したとおりである。要約すると、申請手続き・ルールが不明確であること、申請処理期間(使用期間を含む)が研究期間を大きくずれるため研究の進捗に影響が大きいこと、が主な指摘事項であった。

(6) 考えられる解決策

- 考えられる解決策について問うたところ 27 件の意見が提案された。その結果の詳細は参考資料 4 に示すとおりである。①国の申請事務・事務処理期間の標準化が必要であること、②申請の内容に応じた審査の簡略化が必要であること、③他国の制度を把握し日本での取り組みを促すことなどが主な意見である。

(7) 疫学会として取り組むこと

- 疫学会として取り組むことについて、67 件の意見が提案された。その詳細は参考資料 5 に示すとおりである。
- 意見は多岐に及んでいるが以下のように集約できる。
 1. 疫学研究の重要性についての広報活動を充実すること
 2. 国への積極的な働きかけが必要であること
 - ① 政府統計の利用が重要なことを働きかけること
 - ② 申請事務・処理期間の標準化を働きかけること
 - ③ 米国の「National Death Index」のような仕組みの導入を働きかけること
 - ④ 審査促進を図るための第三者組織の設置を働きかけること
 3. 大学等試験研究機関への働きかけの必要性

4. 疫学会内部における取り組みの促進

- ① 政府統計の利用の重要性について共通認識を醸成すること
- ② 政府統計活用に関する他国状況の調査
- ③ 政府統計を使用した研究成果を多く出すこと

5. 考察

(1) 回収率

- 回収率は約6割である。概ね、疫学会における評議員の実態を反映していると考えてよい。未回答群には政府統計の利活用の経験の少ない者や関心の薄い者の割合が多い可能性があることを考慮して考察する必要がある。

(2) 政府統計の利用状況について

- 平成16年4月から調査時点である平成19年6月末までの39か月の間で、保健医療に関する政府統計の利用申請を行った者が33人であり、人口動態統計等の指定統計に限ってみると25件の申請が行われている。
- 疫学会員による年間当たりの申請件数は政府統計全般で9.8件/年、指定統計に限ってみると7.7件であり、疫学会員が所属する施設が、全国で約200ヶ所とすれば、疫学会員施設に占める年間申請割合は5%以下である。
- 政府統計の利活用のしやすさを論じる前に、これまで、疫学会員が政府統計の重要性を国や国民に認識させるだけの利活用を行ってきたかどうかを、まず反省する必要がある。
- 疫学会員をはじめ社会医学の研究者は、政府統計を活用した保健医療分野の研究を推進するとともに、疫学会は、国に対して、政府統計の利用環境の整備について働きかけを積極的に行う必要がある。

(3) 指定統計の目的外使用申請から認可までの期間について

- 一般の研究者が研究の過程で政府統計を利用する場合には、所管省庁（人口動態統計の場合は厚生労働省）を経由し、総務省に目的外使用に関する申請を行い、目的外使用の認可を得て情報を入手することとなる。
- 政府統計には国民の個人データが含まれることなどから、国は慎重に審査を行うため、申請から認可までに相当な時間を要する。このため、申請から認可までの期間が長くなり、疫学研究の進捗に大きく影響することが懸念されている。
- 今回の調査対象期間である平成16年4月から平成19年6月までの39月間に25件の目的外使用の申請が行われていた。認可された13件について、申請から認可までに要した期間は、平均11.8か月である。最短で3か月、最長は23か月を要している。
- 米国のNational Death Index (NDI) を利用する場合、申請処理期間は約2か月で

あり、他国の事例からみるとわが国の申請処理に長い期間を要することは明らかである。

- 申請から認可までの申請書等の修正回数については、平均 10.2 回であり、少ない場合には 0 回、多い場合には約 60 回という回答があった。申請者と国とのやり取りの回数の多さが処理期間を長くする背景の一つであると考えられるので、やりとりの回数を減らすための取り組み、具体的には、申請書に記載すべき事項の標準化とマニュアル化などを進める必要がある。
- 将来的には、わが国にも米国の NDI のごとくの制度を創設し、厚生行政分野における政府統計の積極的活用を促す環境整備が必要である。

(4) 自由意見について

- 「政府統計の利活用に関して困難を感じた事例」、「考えられる解決策」、「疫学会が取り組むこと」について、自由意見が多数寄せられた。
- 政府統計の利用については、①多くの疫学会員が関心を持っていること、②会員の多くは政府統計の利活用には不便を感じていること、③問題解決につながる多くの提言をいただいたこと、④厚生労働省との意見交換や政府への要望など疫学会に対する期待が大きいことなどが明らかになった。
- 今後は、これら疫学会員の指摘を整理し、解決策を明確化した上で、疫学会として国に要望活動を行うことが適当である。

6. 提言（わが国における政府統計の利活用の促進について）

(1) 疫学会員に対する提言

- 政府統計を活用した疫学研究の企画・実施
- 政府統計を活用した研究成果を国民・マスメディアに周知する取り組みの促進

(2) 疫学会に対する提言

- 国との情報交換を積極的に行い、政府統計の利用環境の改善に向け働きかける
- 今回の調査結果を踏まえた要望書を提出する
- マスメディアへの働きかけ・情報提供等の取り組みを強化すること

(3) 国に対する提言

- 当面の対応として、政府統計に関する申請事務を標準化・簡素化、審査過程の透明化など、申請処理の円滑化に努めること
- 厚生科学研究事業において研究班を設置するなど、政府統計の利用促進・環境改善に関する調査研究を行うこと
- 欧米各国の状況を参考に政府統計の利用環境改善策を検討・実施すること

7. おわりに

- 政府統計の利活用に関する実態調査を行った。貴重なデータが得られたと考えている。
- 今回の調査結果を、疫学会将来構想検討委員会の検討に反映させるとともに、調査結果を踏まえた「政府統計の利用促進に関する要望書（仮称）」を国に提出するなど、特に厚生労働省との連携を積極的に図っていく。
- 今回の調査が契機となって、わが国における政府統計の利活用が促進され、国民の公衆衛生の向上に資することを期待したい。
- 最後に、今回の調査に協力いただいた疫学会会員諸氏に謝意を表す。